

木材利用及び木材産業体制の整備推進（拡充）

〈強い林業・木材産業づくり交付金〉

1. 趣旨

森林・林業基本法に基づき、林業の持続的かつ健全な発展と、需要構造の変化に対応した林産物の供給・利用の確保を強力に推進する観点から、「都道府県林業・木材産業構造改革プログラム」の目標の達成に向けて、川上・川下を通じ、競争力のある木材産地の形成と地域材の安定的な供給を目的とした木材加工流通施設等の整備による木材産業の構造改革の推進を図るとともに、地域材を利用した公共施設や未利用木質資源を総合的に利活用する施設等の整備による地域材利用の推進を図る。

2. 事業内容

都道府県等を区域とする地域において、以下の事業を組み合わせ、一体的かつ総合的に実施する。

（1）木材産業構造改革整備

外材に対抗できる木材の供給体制を推進し、森林資源の循環利用に資するため、合併・転業などの木材産業の構造改革を踏まえて行う木材加工流通施設等を整備。

また、品質・性能の明確な地域材を供給するための先進産地を緊急的に整備するために必要な、リース方式の高次加工施設、乾燥施設等を整備。

（2）木材の新しい流通・加工システムモデル整備

これまで利用が低位であった曲がり材や間伐材等を集成材や合板等として、低コストかつ大ロットで安定的に供給する新たな流通・加工システムの構築に必要な施設をモデル的に整備。

（3）木造公共施設整備

地域材の利用を促進するため、展示効果やシンボル性が高く波及効果の期待できる公共施設として、共生対流を促進する施設、児童福祉施設における遊具、学校に関連した施設や先駆性のある施設の地域材を利用したモデル的な整備を実施。

（4）木質バイオマス利用促進整備（拡充）

民間事業者の工夫とアイデアを活かしつつ、地域内の木質バイオマス供給者、利用者等の連携の下、賦存する木質バイオマスをエネルギー及び製品の原料として総合的に利活用する施設整備を実施。

(5) 戦略的木材流通・加工体制モデル整備（新規）

施業の集約化や森林・所有者情報データベースの設置等により、ロットをまとめて計画的に供給される素材を確実に流通・加工させるため、川上と川下が一体となって、低コストで品質・性能の確かな製品を安定的に供給できる地域材の流通・加工体制の構築に必要な施設をモデル的に整備。

3. 事業実施主体

都道府県、市町村、森林組合、林業者等の組織する団体、木材関連業者等の組織する団体、木材安定取引協定の締結等により地域材を利用する法人*、第三セクター、PFI事業者、民間事業者**（地域に賦存する木質バイオマスの総合的利活用に取り組む地域に限る。）等 *（2）及び（5）の事業のみ対象 **（4）の事業のみ対象

4. 交付率
定額

5. 事業実施期間

- (1)、(3)、(4) 平成17年度～21年度（5年間）
- (2) 平成17年度～18年度（2年間）
- (5) 平成18年度～20年度（3年間）

6. 平成18年度概算決定額

強い林業・木材産業づくり交付金 6,990,037千円の内数

(林野庁木材課)